

発行人 / 神奈川県障害者定期刊行物協会

〒222-0035 神奈川県横浜市港北区烏山町 1752 番地

障害者スポーツ文化センター横浜ホール 3 階
横浜市車椅子の会内

KSK じんかれんニュース

NO. 60 2022年6月号

編集人 / NPO 法人じんかれん

(神奈川県精神保健福祉家族会連合会)

〒233-0006 横浜市港南区芹が谷 2-5-2

神奈川県精神保健福祉センター内

TEL 045-821-8796 FAX 045-821-8469

E-mail: jinkaren@forest.ocn.ne.jp

URL: <https://jinkaren.net/>

精神科の強制入院縮小へ 厚労省、将来的な廃止も視野に

2022.3.22yahooニュースより

精神科病院の医師が家族らの同意を得て患者を強制的に入院させる「医療保護入院」について、厚生労働省は3月21日までに、制度の将来的な廃止も視野に入れ、縮小する方向で検討に入った。医療保護入院は精神科の入院患者の半数近くを占め、不要な長期入院が問題になっているほか、国際的に人権侵害との批判が出ている。前身の制度ができた1950年以来、厚労省が廃止を打ち出すのは初めてとみられる。

精神科病院を巡っては、虐待事件も絶えないことから、厚労省は病院職員らに虐待の自治体への通報を義務付けることも検討。有識者検討会での議論を踏まえ、早ければ年内に精神保健福祉法などの改正案を国会へ提出する方針だ。

精神科の入院制度は「医療保護入院」のほか、自分や他人を傷つける恐れがある人を都道府県知事らの権限で強制的に入院させる「措置入院」、本人の同意に基づく「任意入院」がある。厚労省によると、精神科の入院患者約27万人のうち、約13万人が医療保護入院。厚労省は、訪問診療など地域医療の態勢を強化することで、入院前に重症化を予防したり、退院を促進したりする考え。入院の要件を満たすかどうか、半年ごとの確認を病院に義務付ける案も出ている。

虐待については、福祉施設や雇用主には障害者虐待防止法で通報が義務付けられているが、医療機関は対象外。2020年に神戸市の精神科病院で看護師ら6人が逮捕された事件を受け、障害者団体などから病院にも通報義務を課すよう求める声が高まっていた。厚労省は同法か精神保健福祉法の改正で対応する考え。

このほか、病院から独立した立場で入院患者から話を聞き、要望や意見を医師らに伝える外部の専門家「意思表明支援者」（仮称）を創設することも検討。患者の権利を守るのが目的で、退院を請求できる仕組みなどの情報を提供する。研修を受けた精神疾患経験者や福祉職、弁護士ら多様な担い手を想定している。



NPO 法人じんかれん定期総会報告

令和 4 年度じんかれん定期総会及び記念講演がユニコムプラザさがみはらセミナールーム 2 において開催されました。

開催日時： 令和 4 年 5 月 19 日 (木) 13 時～16 時 30 分

正会員出席者 31 名、委任状提出者 32 名 計 63 名となり正会員 69 名の過半数を占めたので総会成立を確認。神奈川県精神保健福祉センター所長 山田 正夫様の来賓挨拶後、議案審議を行いました。

◆議案審議

第 1 号議案	2021 年度事業報告
第 2 号議案	2021 年度収支報告
第 3 号議案	監査報告
第 4 号議案	役員選任
第 5 号議案	2022 年度事業計画(案)
第 6 号議案	2022 年度収支予算(案)

第 1 号議案～第 6 号議案について
理事長、各担当者より説明後、議長により
議案の賛否について採決を取ったところ、
全議案について満場一致で承認されました。

◆記念講演 統合失調症を患う息子と暮らす父親の悪戦苦闘記

『家族の想い(重い?) 本人の思い(お、も～いいよ!)]』

講師：海老名 2πr 家族会会員 花咲か爺さんことミスター X さん

(個人情報保護のため愛称とさせていただきます)

花咲か爺さんことミスター X さんは、じんかれんホームページにも投稿頂いております。この日は、特異な疾患である統合失調症に対する想い、48 歳になる統合失調症の息子さんと暮らす父親の心境をお話し頂きました。

【講演概要】

5 分間対応と言われる精神科医の診断で統合失調症は治るのか。

お袋に任せきりではないのか。オヤジはもっと貢献を！

日常生活で本人が出来ることを褒めよう。

オヤジは息子(娘)を褒めたことがあるのか。

やらない事、できない事が障害と言われるのが統合失調症の特徴です。

「成るものはなる、成らないものは成らない」人を変えるより自分を変えた方が早い。

息子(娘)たちのスローモーでまとを得ない行動は私たちを困らせるつもりなど全くなく、

ましてや悪意はさらさらない。だったら私たちが歩み寄ろう。

オヤジが変われば息子(娘)も変わる。



愛情を持って接するご両親、ご兄弟の対応を、ユーモアを交えてお話し頂いた内容が、すべて腑に落ちる事で、アッという間の 1 時間半でした。

(まとめ：三富)

五叉路会オンライン講演会

『伊藤時雄さんは、なぜ国賠訴訟を起こしたか』

2022 年 3 月 30 日、氏家憲章氏の進行、長谷川敬祐 弁護士・姜文江 弁護士のサポートの元、原告伊藤時男さん（70 歳）は約 40 年の入院生活、現在の一人暮らしについて、国賠訴訟の意義を語られました。オンラインの講演会には、きょうされん代表藤井克徳氏も参加、46 名の方が視聴しました。

【 国賠訴訟について 】

伊藤時男さんは、NHK Eテレ「長すぎた入院」で紹介されるなど、度々マスコミに登場している。伊藤さんは 2020 年 9 月 30 日、国が精神障害者に対する隔離収容政策を改めなかったことで、地域で暮らす機会を奪われ、約 40 年の長期入院を強いられたとして、国に 3,300 万円の損害賠償を求めて東京地裁に提訴した。当事者が国の精神医療政策を訴えたのは初めてで画期的なこと。

伊藤さんの国賠訴訟に対する思い、弁護士からは国賠訴訟の意義、裁判の現状をお聞きした。

訴状などによると、伊藤さんは統合失調症と診断され、1973 年に福島県内の病院に医療保護入院しました。2011 年の東日本大震災でこの病院が閉鎖するまで、意思に反して病院で過ごすことを余儀なくされました。現在は投薬治療を受けながら、太田市のアパートで 1 人暮らしをしています。

伊藤さんは、40 年近くのときを経て 60 歳を過ぎ、自分の人生を取り戻し、再び自分らしい生活を取り戻すことができたのです。40 年で多くのものが奪われても、今は幸せだという伊藤さん。伊藤さんのように、入院治療がすでに必要ない状態なのに、帰る所がないといった理由で長期入院を強いられている状態を「社会的入院」と言います。

もともと我が国の精神科の入院医療は、医師や看護師といった人員配置が少なくてもやっていけるように設定されています。そのかわりに、診療報酬も低く設定されてきました。まさに構造的問題なのです。加えて日本では、民間経営の精神科病院が圧倒的に多かった。経営というところから見ると満床

に近くしておかなければもたないため、積極的に退院させようとする力がなかなか育ってこない、働いてこないということがあります。

伊藤さんが望んだわけではないのに、症状も安定し地域で暮らす能力があるにもかかわらず、なぜ 40 年もの長い間入院せざるをなかったのでしょうか？ 伊藤さんが入院したころ、国は精神障害者の隔離収容政策を進めていました。その大きな契機となったのは、1964 年に統合失調症の少年が起こした傷害事件。マスコミも一斉にキャンペーンを展開し、精神障害者を「危険な存在」と見なす社会の風潮が作られていきました。当時の精神科病院の多くは、畳敷きの大部屋に大勢の患者を収容する劣悪な環境でした。入院直後で興奮状態にあった伊藤さんは、この先自分がどうなってしまうのか、恐怖を感じました。

福島県の病院を出る転機は、2011 年 3 月の東日本大震災でした。入院患者は各地に避難。伊藤さんは転院先の茨城県内の病院の主治医に「グループホームに行きませんか？」と声をかけられました。このアドバイスがきっかけとなり、翌年に退院。グループホームでの 2 年間の生活を経て、8 年前から太田市で 1 人暮らしをしています。



投薬治療で生活に支障はなく、アパートの 1LDK の自室で料理や掃除もこなします。カラオケに行ったり、趣味の絵画・詩作り、と悠々自適に自由を満喫しています。

入院中は、病院近くの養鶏所での作業や入院患者への配膳の手伝いなどをしていました。「まじめに働けばいつかは退院できる」と期待していたのですが、願いはかないませんでした。

「死のうと考えたことも何度もあった。結婚もしたかったし、子どももほしかった。人生の半分以上を棒に振った」と悔しさをあらわにして語る伊藤さんでもありました。



『自由』とは自分で決めることができる世界！
自由のなかった 40 年間に詩にしました。



外に出たい	かごの鳥
毎日えさを	ついでに
可哀想だ	
しかし	私もかごの鳥
私も同じ運命	
毎日食事をし	いつもの
スケジュールをこなす	
早くこの病棟から出たい	
(途中略)	
新しい生活、病院にない	
空気を思い切り吸いたい	

【国家賠償の意義】

患者の気持ちに関わらず、強制的に入院させる医療保護入院で苦しんでいる人が多数いる。医療保護入院をなくしたい。社会的入院をなくしたい。勝訴より大切なもの・・・裁判で全てを解決というわけではなく、精神医療改革への一つの手段として位置づける。

精神科病院に閉じ込められたまま人生の大部分を過ごす人たちが多くいます。精神障害を持つ人も地

域で暮らせるようにという世界の潮流に逆行した日本の精神医療は、国際的にも大きな批判を浴びています。この訴訟は、日本の悲惨な精神医療を長年にわたり放置してきた政府の不作為責任を問い、国家賠償を行うものです。私たちは、この訴訟を通じて、病院中心に偏った精神医療から地域精神医療への転換が行われることを目指します。

(オンライン講演会を視聴して：まとめ三富)



身体拘束ゼロを目指す院内集会 第 2 弾

何故、大島一也さんは死ななければならなかったのか
違法な身体拘束による死を「合法的な身体拘束による死」としないために

2022 年 4 月 7 日、「精神科医療の身体拘束を考える会」主催による、身体拘束研究の第一人者 杏林大学教授 長谷川利夫氏の基調報告をオンラインで視聴しました。

昨年 10 月、石川県内の精神科病院で 5 年前に亡くなった大嶋一也さん(当時 40 歳)に対して行われた身体拘束が違法であったとの判断が最高裁で確定した。一也さんは入院 3 日後に隔離され、その後、5 名で押さえ付けて注射しようとした際に抵抗したことを「暴力」とされ、その翌日に興奮や抵抗がないにもかかわらず身体拘束された。そして、その 6 日後に身体拘束を解除した直後に亡くなってしまった。違法な身体拘束で人が亡くなることは決してあってはならない。

《入院から死亡に至るまでの経緯》

2016 年 12 月 6 日 統合失調症 40 歳 体調を崩し入院 12 月 9 日 隔離開始
12 月 14 日 身体拘束開始 ◆前日に注射をしようとした際に抵抗した。
◆この日は、興奮・抵抗がなかった。
12 月 20 日 身体拘束解除後死亡
◆家族はこの間、一度も面会できず身体拘束の事実も知らされなかった。

《訴訟の経過》

2018 年 8 月 27 日 男性の両親が病院を提訴
2020 年 1 月 31 日 金沢地裁：医師の裁量を認め、身体拘束の開始・継続は違法ではない。
2020 年 12 月 16 日 名古屋高裁：身体拘束は違法 約 3,500 万円の賠償を命じる。
2021 年 10 月 19 日 最高裁第三小法廷 上告受理申し立てを退け、高裁判決が確定。

《提訴の意義》

- ◇身体拘束により、かけがえのない命を奪われることがある。
- ◇このことは訴え出ることがなければ、社会に知られることもなかった。また、最高裁まで闘わなければ、“違法な身体拘束”が認められることもなかった。
- ◇精神科病院内で行われる身体拘束には「医療以前」の問題が多々あり、言わば“いい加減”に行われていることもある。
- ◇医師は自分の「目」で診察することを実践する。看護師は患者の味方であり、それが実感してもらえよう心から支える事が必要。
- ◇いわゆる「精神科特例」など、精神障害に対する差別も存在する。
- ◇「人手不足で身体拘束」をしないためにも、国は、制度的な差別の解消、身体拘束縮減に向け、イニシアティブを発揮する必要がある。
- ◇身体拘束を減らしていくことを通じて、精神医療の閉鎖性を打破し、患者本位の医療の実現を図っていく。

《まとめ》

- 厚労省の「検査及び処置等を行うことができない場合」や「患者に対する治療が困難な場合」などを追記するような“見直し案”及び“新たな検討の方向性”は現状の要件を広げるもので、行動制限を縮減する方向に逆行している。
- 「違法な身体拘束による死」を「合法的な身体拘束による死」にしてはならない。
- 「行動制限最小化委員会の定期開催」など、今までの政策の検証・反省もなく、このようなもので、幕引きを図ることは許されない。
- 身体拘束ゼロを目指す方向で抜本的な議論が行なわなければならない。

《身体的拘束の違法性》

身体的拘束については「厚生労働大臣が精神保健福祉法 37 条 1 項の委任を受けて精神科病院の管理者が遵守すべき基準として定めた告示第 130 号」があることを前提に、「身体的拘束も医療行為又は保護行為の 1 つとして行われるものであり、「多動」「不穏」等も評価を含む概念である以上、同要件の判断において、専門的知見を有する指定医に裁量がないということはできず、指定医が必要と認めて実施した身体的拘束が違法となるかの判断においては、指定医がアないしウの場合又はこれに準じる場合であって身体的拘束以外によい代替方法がないと判断したことに裁量の濫用又は逸脱があったかどうかを検討することが相当である」と判断基準を設定しています。なお、「アないしウ」とは、「主として」

「ア 自殺企図又は自傷行為が著しく切迫している場合」

「イ 多動又は不穏が顕著な場合」のほか

「ウ 精神障害のために、そのまま放置すれば患者の生命にまで危険が及ぶおそれがある場合」

◆「身体的拘束にあたっては肺血栓塞栓症の予防と診断に十分な配慮と実行が必要」との意見を表明した。 2022 年 4 月 20 日

(まとめ：三富)



『妻はサバイバー』・・・精神疾患を抱えた妻の介護と仕事



朝日新聞記者 永田豊隆さんによる約 20 年にわたる苦悩の日々を綴ったルポルタージュ出版に先立ち、全文が期間限定のネットで公開されましたので視聴しました。

朝日新聞デジタルで始まった連載は大きな反響を呼びました。連載後の日々を綴った本書を発売前に読んだ書店員さんからは、「“摂食障害” “アルコール依存” など関係ないと思う人にこそ手に取ってほしい」

「新聞記者である彼だから書けたルポは、決して彼女を見捨てなかった“愛の証”であり、最高のラブレターだと思いました」など熱い感想が続々と寄せられていました。



『妻に異変が起きたのは結婚 4 年目、彼女が 29 歳の時だった。』

摂食障害から始まるご夫婦の壮絶な闘病生活の記録でした。摂食障害、アルコール依存、性被害、境界性パーソナリティ障害など、様々な事象による偏見の中で、周りの理解と支えにより乗り越えてきた事を公表

することにためらったが、病に苦しむ妻が、「私みたいに苦しむ人を減らしてほしい」といった言葉が、本書執筆のきっかけとなったと永田さんは綴っています。

『患者や家族から見た医療や福祉のあり方、精神障害への偏見。そうした問題について自分の体験を通して提起することは記者として取り組む意味を感じました。しかし、そのためには、妻にとって思い出したくない過去を表に出さざるをえません。彼女が承知するわけがない。そう思いながら、ダメもとで本人に聞いてみたところ、意外な答えが返ってきました。

「ぜひ書いてほしい。私みたいに苦しむ人を減らしたいから」

彼女は続けました。「つらい出来事の後遺症に苦しむ被害者はたくさんいるけれど、私みたいに新聞記者の夫を持つ被害者なんてめったにいないと思うよ。私は書く力はないけれど、あなたは書くのが仕事でしょう。代わりに発信してよ。」

私は迷いました。幼少期の虐待もあれば、大人になっての性被害もある。「本当に書いていいの？」半年ほどの間、そう問いかけを続けましたが、「全部書いて」という彼女の思いはぶれませんでした。私も腹をくくりました。』

《視聴者アンケートより》

◆摂食障害、アルコール依存、性被害、境界性パーソナリティ障害など、どれも自身を傷つけ、苦しむことになるが、足りないものを埋めるため、苦しみを逃れるために行っているのだろうか。そうであるならば、やはり人間は生きようとしてる。人間は弱い、生きていこうとするのが自然だ。奥様も苦しかっただろうが、それでも生きている。死ななくて本当によかった。

◆結婚して4年目、忙しく新聞記者として事件を追っていた筆者は、専業主婦の妻の異変に気づく。過食して嘔吐を繰り返す妻は、自身の身体だけでなく、家計も蝕んでいく。決して見捨てずに、仕事の合間を縫って、妻をサポートし、治療の糸口を探し出そうとする夫。しかし、過去の PTSD からアルコール依存、乖離症状と、症状は悪化して行き…。



日本の精神科医療に対する問題提起とともに、精神疾患患者

を受け入れることを拒む社会についても多くのことを問いかけていました。

◆摂食障害、アルコール依存症、リストカット、過去の虐待と性暴力による PTSD、妻の凄絶な状態を支えつつ、共に歩んだ時間を振り返り書くことは著者自身の悩み苦しんだ時間と再び向き合うことであつたでしょう。仕事をしながら、周囲の理解に怯える日々でもあつたでしょう。

読みながら日本の精神的な障害へのサポートや受け皿が機能する以前の段階であることを思い知らされました。精神科の医療のあり方が欧米とはあまりにもかけ離れていることに不安を抱きました。奥様が全て書いて欲しいとおっしゃられたことに、奥様の生きる意志を感じ、これまでの果てなき繰り返しの症状が実は生きたいという欲求の表れであつたことに、人というものの強さも見た思いがします。読ませていただき、ありがとうございました。

(まとめ：三富)

※サバイバー、(survivor)・・・生存者。生き残った人々。遺族。また、逆境に負けない人。

- 事故や事件、災害などに遭いながら生きのびた人
- 自殺した人の周囲の遺された人（自殺に関して責任などを感じる一種の犠牲者）
- 幼少時等に継続的な虐待を受けながら、現在は社会生活を送っている人。トラウマからの回復過程にある、という含みを持った呼称
- 闘病中の人、またはその病気の経験者（用例：がんサバイバー）

『妻はサバイバー』永田豊隆 著（朝日新聞出版 1,600 円） 2022 年 4 月 20 日に発売されました。

NPO 法人じんかれん 研修会のお知らせ

講演 みんなねっと 「精神科医療・福祉への提言」について
公益社団法人全国精神保健福祉会 事務局長 小幡 恭弘 氏



「誰もが安心してかかれる精神科医療、地域で生活するための福祉の実現」を目指して、我々は何をしていけば良いでしょうか。提言をまとめた「みんなねっと」から、小幡氏を迎えて、共に考えていきましょう。

- ♥ **日時** 2022 年 8 月 2 日 (火) 10:00~12:00
- ♥ **場所** かながわ県民センター 304 会議室《横浜駅西口 徒歩 5 分 よどばしカメラそば》
- ♥ **参加費** 無料 ◆**主催** NPO 法人じんかれん
- ♥ **定員** 60 名 (要申込・感染状況により変更します)



お問合せ・申込み NPO 法人じんかれん事務所 火・木 10:00~16:00

電話 045-821-8796 FAX 045-821-8469 咳・発熱等、症状のある方はご遠慮ください。

じんかれん家族相談のご案内

【家族電話相談】

◆研修を積んだ家族相談員による電話相談
毎週 水曜日 10 時~16 時 予約不要
☎ 045-821-8796
困っていること、悩んでいることなど
お話し下さい。

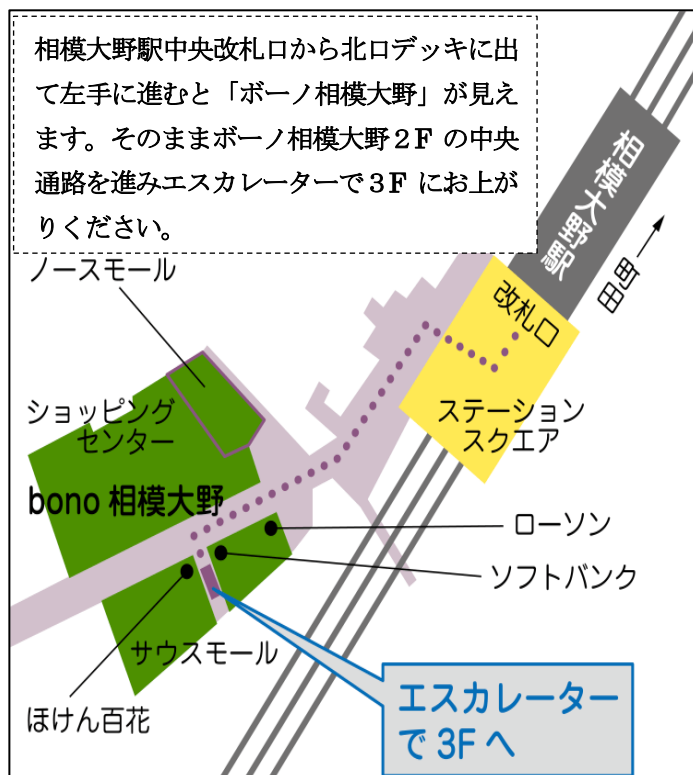
【面接相談】

◆精神保健福祉専門家による面接相談
毎月 1 回 第 3 火曜日 13 時~16 時 要予約

相談場所: 相模原市南区 3-3-2
ボノ相模大野サウスモール 3 階
「ユニコムプラザさがみはら」
ミーティングルーム

予約電話: 火・木曜日 10 時~16 時
☎ 045-821-8796

※相談料無料・相談内容は秘密厳守します。



【編集後記】 木々が次々と芽吹き、新緑が最も美しい季節を迎えています。コロナ禍を迎え 2 年以上。各地のイベントが中止となり、情報の原稿が枯渇した時期もありましたが、ようやく外出規制が解除され、イベントも再開されるようになりました。しかし、4 回目のワクチン接種がはじまる等、まだ収束のメドがたちません。現代に於いて怖いものとして、地震、大雨、津波、洪水、土砂崩れに感染症を加えるべきか。自然は我々に大きな恵みを与えてくれます。「自然」に畏怖の念を抱きつつ、爽やかな気候、鳥のさえずり、小さな虫たちの動き、野菜の育ち等 動植物の躍動を感じながら、アウトドア生活を楽しんでいます。 (三富)



赤い羽根 かながわ

じんかれんニュースは、神奈川県共同募金会の助成を受けて編集・発行しています。この機関紙を通じて、精神障害保健福祉の向上に努めて参ります。募金にご協力頂いた皆さまにも感謝申し上げます。